

福井市新規就農者経営支援事業（市単独奨励金）交付要綱

（趣旨）

第1条 福井市新規就農者経営支援事業（市単独奨励金）（以下「奨励金」という。）の交付については、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この要綱は、U・Iターンによる新規就農者に対し、住居費等の初期費用を支援することにより、U・Iターン者の円滑な就農及び定住の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）里親農家 福井県新規就農里親農家認定要領第3条に規定する認定を受けた農業者をいう。
- （2）認定新規就農者 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4に規定する青年等就農計画の認定を受けた農業者をいう。
- （3）認定農業者 農業経営基盤強化促進法第12条の1に規定する農業経営改善計画の認定を受けた農業者をいう。
- （4）農地の利用権 農地法（昭和27年法律第229号）第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、都市農地の賃借の円滑化に関する法律（平成30年法第68号）第4条に基づく認定を受けたもの及び特定作業受委託契約を締結したものをいう。
- （5）正規雇用労働者 期間の定めのない労働契約を締結する労働者であって、正社員待遇（その雇用する事業所の就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金並びに定期的な昇給、昇格等の労働条件が適用されること等長期雇用を前提とした待遇をいう。）を受けている労働者をいう。

（交付対象者の要件）

第4条 交付対象者は、就農時又は就農予定時の年齢が60歳未満で、かつ、市内に転入してから2年以内であり、5年以上継続して福井市に住居し、就農する意思を有するものであること。また、「研修」、「独立・自営就農」、「雇用就農」のいずれかで、それぞれ下記の要件を満たさなければならない。

（1）「研修」の要件

以下のすべてを満たすこと。

- ア 里親農家又はふくい園芸カレッジ新規就農コースのもとで研修の実施を認められたもの。
- イ 研修の受講を始めたことが分かる証明書等の発行日から3か月以内に奨励金の申請を行うこと。
- ウ 研修終了後1年以内に市内で就農し、就農5年以内に認定新規就農者になること。

（2）「独立・自営就農」の要件

以下のすべてを満たすこと。

- ア 認定農業者又は認定新規就農者であること。
- イ 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること。
- ウ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。
- エ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
- オ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者名義の通

帳及び帳簿で管理すること。

カ 交付対象者がその農業の経営を主宰していること。

(3)「雇用就農」の要件

市内の農業法人等で正規雇用労働者として採用され、雇用保険に加入していること。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は年間30万円（一月あたり25,000円）とし、交付期間は申請の時から最大2年間とする。ただし、就農又は研修を始めて1年（転入前に就農又は研修を始めた場合は、転入日から起算して1年）が経過してから初めて申請した場合、交付対象の期間は1年間のみとする。

(交付申請)

第6条 奨励金の交付を申請しようとする者は、規則第3条第1項の規定により、市長が定める期日までに、交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 奨励金は年度ごとに申請するものとし、継続分についても毎年度交付申請書を提出（様式第1号）することとする。ただし、継続分は、前に申請した内容から変更がないときは、添付書類を省略できるものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、規則第4条の規定により、奨励金の交付の決定をしたときは、規則第6条の規定により奨励金交付決定通知書（様式第2号）を当該奨励金の交付を申請した者に通知するものとする。

(事業の変更)

第8条 奨励金の交付の決定を受けた者において、事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）を必要とする場合は、市長に変更承認申請書（様式第3号）を提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、事業内容の変更等を承認したとき、又は承認しないことを決定したときは、速やかに変更交付決定通知書（様式第2号（2））をそれぞれ当該承認の申請をした者に通知するものとする。

(完了実績報告)

第9条 申請者は、事業が完了したときは、規則第11条の規定により、当該年度内に完了実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 研修内容又は就業実績が分かるもの

(2) その他市長が必要と認めるもの

3 前項の規定にかかわらず、市長が必要ないと認めるときは、前項各号に掲げる書類の一部を省略することができる。

(奨励金の額の確定)

第10条 市長は、規則第12条の規定により、交付する奨励金の額を確定し、額確定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第11条 申請者は、奨励金の交付を受けようとするときは、規則第14条の規定により交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 奨励金については、毎年6月、9月、12月及び3月に、それぞれの月の分までを翌月

に支払う。申請者の同意のもと支払時期を調整できることとする。

(経営状況等の報告)

第12条 この事業により奨励金を受給した者は、事業実施修了翌年からの3年間、毎年度4月末日までに、前年の状況等報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(奨励金の返還)

第13条 申請者が奨励金支給開始後、以下のいずれかに該当することとなった場合は、奨励金を返還するものとする。ただし、申請者本人の死去、疫病等やむを得ない事情により一時的に経営を休止せざるを得ないと市長が認めた場合についてはこの限りでない。

(1) 5年以内に市内から転出した場合

(2) 5年以内に離職した場合(機械・施設、住居など経営を続けるために必要となる経営資産を失した場合を含む。)

(3) 研修終了後1年以内に市内で就農しなかった場合、又は就農5年以内に認定新規就農者にならなかった場合

2 奨励金の返還については福井市補助金等交付規則第16条に従い処理するものとする。

(関係図書の保存)

第14条 奨励金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、対象事業が完了した日から5年間保管しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた奨励金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前の福井市新規就農者経営支援事業(市単独奨励金)交付要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

福井市長 あて

住 所
氏 名 (印)

年度福井市新規就農者経営支援事業（市単独奨励金）
交付申請書

みだしの事業を下記のとおり実施したいので、福井市新規就農者経営支援事業（市単独奨励金）交付要綱第 6 条により、 円を交付されるよう申請します。

記

1 事業内容

(1) 転入日	年 月 日
(2) 研修開始日又は就業・就農開始日	年 月 日
(3) 研修場所又は就業・就農場所	

2 申請額及び既交付額

	本年度申請額	前年度申請の有無	備考
金額	円	有 無	

3 添付書類（前年度申請があった場合、提出不要）

- (1) 住民票
- (2) 研修の場合、受講を始めたことが分かる書類
- (3) 独立・自営就農の場合、下記の書類を提出すること
 - ア 農業経営改善計画認定書または青年等就農計画認定書の写し
 - イ 経営を開始したことがわかる書類（農地及び主要な農業機械・施設の一覧及び契約書等の写し並びに販売名義が分かる通帳の写し）
- (4) 雇用就農の場合、下記の書類を提出すること
 - ア 労働条件通知書または雇用契約書の写し
 - イ 雇用保険に加入しているまたは見込まれることが分かる書類
- (5) その他市長が必要と認めるもの

福井市指令農第 号

住 所
氏 名

年 月 日付で申請のあった 年度福井市新規就農者経営支援事業（市単独奨励金）の交付については、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号）第4条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同規則第6条の規定により通知する。

年 月 日

福井市長

記

1 この奨励金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、年 月 日付で申請のあった 年度福井市新規就農者経営支援事業（市単独奨励金）とし、その内容は申請書記載のとおりとする。

2 奨励金等の額は、次のとおりとする。

奨励金等の額 円

3 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長の承認を受けなければならない。

- （1）補助事業の内容を変更（軽微な変更(20%未満)を除く。）するとき。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止するとき。

4 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

5 補助事業者は、この奨励金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保存しなければならない。

6 補助事業等の交付を受けたものが、次の各号に該当する場合は、奨励金等の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

- （1）福井市補助金等交付規則に違反した場合。
- （2）奨励金等の使途及び経理の状況について不明瞭と認められた場合。
- （3）5年以内に市内から転出した場合。
- （4）5年以内に離職した場合（機械・施設、住居など経営を続けるために必要となる経営資産を失した場合を含む。）。
- （5）研修終了後1年以内に市内で就農しなかった場合、又は就農5年以内に認定新規就農者にならなかった場合。

7 奨励金等について、福井市監査委員の監査を受けることがある。

福井市指令農第 号

住 所
氏 名

年 月 日付で申請のあった 年度福井市新規就農者経営支援事業（市単独奨励金）の事業内容の変更については、申請のとおりこれを承認し、福井市補助金等交付規則（昭和 48 年福井市規則第 11 号）第 4 条の規定による、 年 月 日付け福井市指令 第 号の交付決定の一部を下記のとおり変更したので通知する。

年 月 日

福井市長

記

- 1 この奨励金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、 年 月 日付で申請のあった 年度福井市新規就農者経営支援事業（市単独奨励金）とし、その内容は変更申請書記載のとおりとする。
- 2 変更前の交付決定額 円
- 3 変更後の交付決定額 円
- 4 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長の承認を受けなければならない。
 - （1）補助事業の内容を変更（軽微な変更(20%未満)を除く。）するとき。
 - （2）補助事業を中止し、又は廃止するとき。
- 5 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- 6 補助事業者は、この奨励金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の年度の翌年度から起算して 5 年間整備保存しなければならない。
- 7 補助事業等の交付を受けたものが、次の各号に該当する場合は、奨励金等の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。
 - （1）福井市補助金等交付規則に違反した場合。
 - （2）奨励金等の使途及び経理の状況について不明瞭と認められた場合。
 - （3）5 年以内に市内から転出した場合。
 - （4）5 年以内に離職した場合（機械・施設、住居など経営を続けるために必要となる経営資産を失した場合を含む。）。
 - （5）研修終了後 1 年以内に市内で就農しなかった場合、又は就農 5 年以内に認定新規就農者にならなかった場合。
- 8 奨励金等について、福井市監査委員の監査を受けることがある。

様式第3号

年 月 日

福井市長 あて

住 所
氏 名

⑩

年度福井市新規就農者経営支援事業（市単独奨励金）変更承認申請書

年 月 日付け福井市指令 第 号で交付の決定を受けた
年度福井市新規就農者経営支援事業（市単独奨励金）を下記のとおり変更したい
ので、福井市新規就農者経営支援事業（市単独奨励金）交付要綱第6条の規定に
より承認を申請します。

記

1 変更の理由

様式第4号

年 月 日

福井市長 あて

住所
氏名

㊟

年度福井市新規就農者経営支援事業（市単独奨励金）完了実績報告書

年度において福井市新規就農者経営支援事業（市単独奨励金）を実施したので福井市新規就農者経営支援事業（市単独奨励金）交付要綱第9条の規定に基づき報告します。

記

1 着手年月日 年 月 日

2 完了年月日 年 月 日

3 奨励金額 円

添付書類

- （1）研修内容又は就業実績が分かるもの
- （2）その他市長が必要と認めるもの

福井市指令農第 号

住所

名前

年 月 日付け福井市指令農第 号で交付の決定をした 年度福井市新規就農者経営支援事業（市単独奨励金）については、福井市新規就農者経営支援事業（市単独奨励金）交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおりその額を確定したので通知する。

年 月 日

福井市長

記

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

請 求 書

一金 円也

年度福井市新規就農者経営支援事業（市単独奨励金）

交付決定額 円

請求額 円

上記のとおり奨励金を請求する。

福井市長 あて

年 月 日

住所

氏名

㊞

<振込先>

銀行・信用金庫・農業協同組合・信用組合(該当に○)

☐ 本店 ☐ () 支店

口座番号	☐ 普通 ☐ 当座							
フリガナ								
口座名義								

年 月 日

福井市長 あて

住所
氏名

年度農業経営状況等報告書

みだしのことについて、福井市新規就農者経営支援事業（市単独奨励金）交付要綱
第12条の規定により、下記のとおり提出します。

記

- 1 経営状況等報告書 別紙のとおり

(別紙 1)

状況報告書（研修終了、独立・自営就農）
（就農 年目、交付終了後 年目）

住所
氏名

1 認定新規就農者の認定（どちらかにチェック）

	認定されている	認定番号： 、認定日： 年 月 日
	まだ認定されていない	認定予定時期： 年 月

2 経営実績報告

就農場所： 町

作 付 品 目 （ 作 型 ）	経営概要				農地面積		農業 （年 間）		農外 （年 間）		所得 計（千円）	指導・研修の概要	市町の支援対策	備考
	区分	規模 （a,ha）	収量 （t,kg）	粗 収 益 （千円）	自作 地 （a,ha）	借入 地 （a,ha）	就農 日 数	所得 （千円）	就業 日 数	所得 （千円）				
	計画													
	実績													
	計画													
	実績													
	計画													
	実績													
その他	計画													
	実績													
所得等の増減の要因							次年度に向けての経営改善方針							

※農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営3543号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の2の（6）、又は新規就農者支援事業補助金交付要綱第11条に基づく状況報告書の提出があった場合、記入不要。

(別紙2)

状況報告書（雇用就農）
（就業 年目、交付終了後 年目）

1 雇用先の農業法人等の名称等

法人名	
住所	
電話番号	

2 担当している業務

--

3 今後の課題及び目標

--

4 農業従事日数・時間

	日		時間
--	---	--	----

5 添付書類

(1) 在職していることが分かる書類（在職証明書等）